

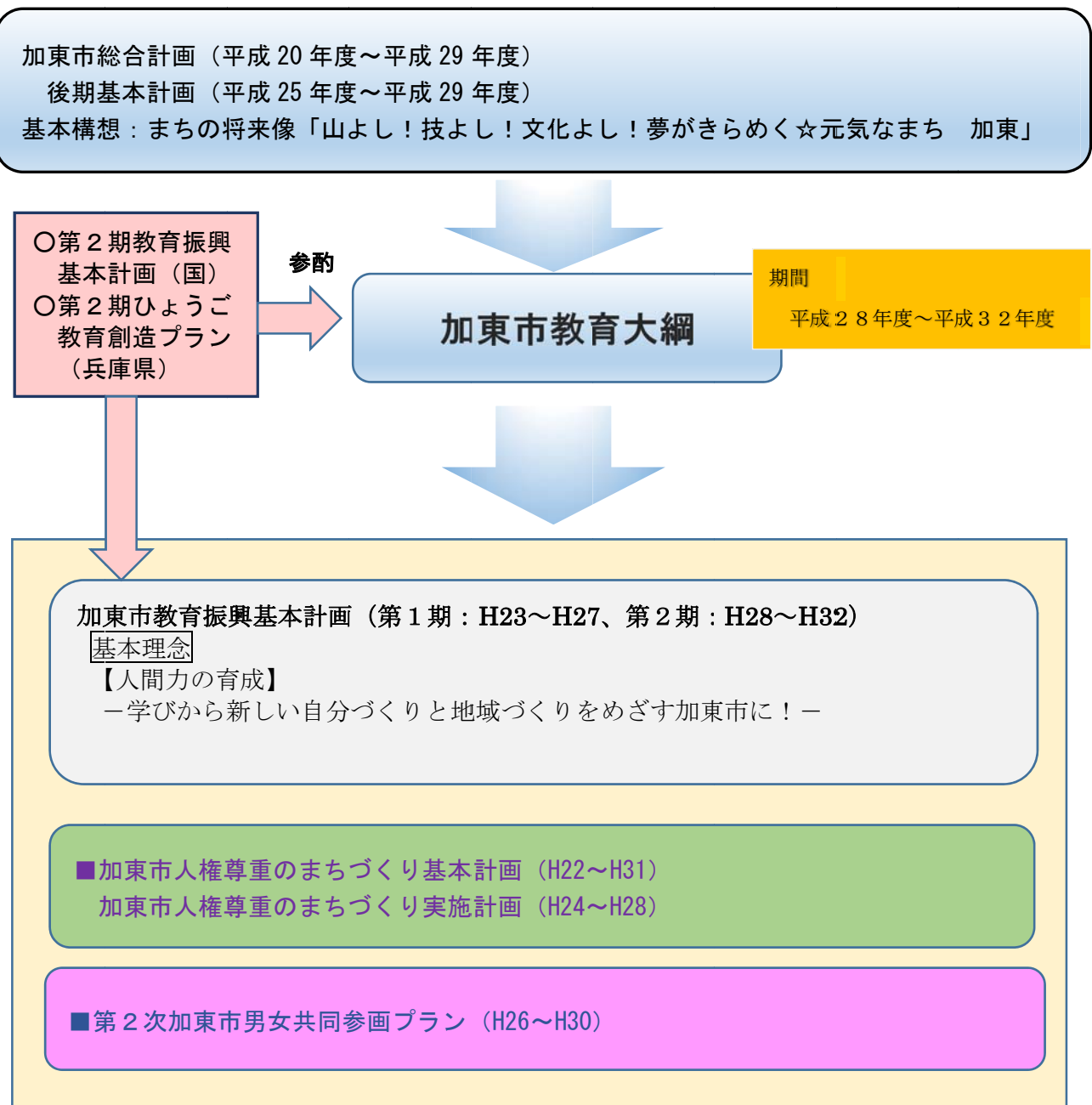
加東市教育大綱 骨子（案）

1 策定の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）」第1条の3に規定されるもので、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることとされています。

なお、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「加東市総合教育会議」において協議・調整し大綱を策定します。

2 教育大綱の位置付けについて



3 基本理念・基本方針

基本理念

【人間力の育成】

—学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！—

基本方針1 小中一貫教育を通して自立した子どもを育む学校教育の充実

各教科をはじめ、学校行事、道徳等の学校教育活動すべてにおいて、小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行い、義務教育9年間を通して自ら学び、自他を大切にするなど自立した子どもを育む。

- 社会的自立に向けたキャリア形成の支援
- グローバル化に対応した教育の推進
- 地域人材や地域資産等を活用したふるさと学習の推進

基本方針2 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成する教育の推進

子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸ばすよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育成する。

- 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成
- 自尊感情や思いやりの心の醸成
- 心身の健康増進や個性の伸長

基本方針3 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立

家庭や学校、地域などがそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協力しながら、子どもの育成支援や青少年の健全育成を図るとともに、自ら学習や経験で得た成果を生かし、地域に還元するような人材の育成と活用を図るなど、地域社会全体で子どもを育てる仕組みを確立する。

- 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上
- 安全・安心で信頼される学校づくり
- 青少年の健全な成長を見守る体制づくり
- 家庭の教育力の向上

基本方針4 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成

市民一人ひとりがその生涯を通じて、主体的に学び続けるという生涯学習社会の形成に向け、あらゆる機会や場において多様な学習ができ、だれもが生きがいをもてる地域社会づくりを推進する。

- 生涯を通じた学びの機会・場の充実
- 文化財保護の推進と活用
- 生涯スポーツの普及と振興
- 社会教育・体育関係施設の管理・運営
- 市立図書館の充実

基本方針5 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造

市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を文化として感じられる社会を創造する。

- 豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発
- 男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり